

## ○検察事務官（検務部門徴収担当・女性）



### ≪検察庁の志望理由など≫

私は、就活を始めた当初、漠然と公のために働いて、なおかつ学校で学んだ法律に関する職業に就きたいと考えておりました。そんな折、前橋地検の業務説明会に参加し、検察庁が捜査から刑罰の執行に至るまでの一連の刑事手続に関し重要な役割を担っていることを知りました。その結果、当初から考えていた就職にあたり重視する上記2点に加え、主体的に捜査を担えることや、刑事手続を最後まで見届けることができることに魅力を感じ、検察庁を志望しました。

なお、入庁してみて感じたこと等ですが、まず、「法律に関する職業」という部分につきましては、入庁当初は余裕がありませんでしたが、3～4年程経つと、根拠法令等を調べるのにも慣れ、仕事が面白く感じるようになりました。

また、「主体的に捜査できる」という点については、私が捜査部門に在籍していた時、検察官と必要な証拠等を相談しながら、捜査・公判を進めたり、さらには担当検察官の指導を受けながら実際に取り調べを行ったことが印象的で、入庁前に思っていたよりもずっと主体的に捜査を行う機会をいただきました。

### ≪担当業務について≫

私の担当業務は「徴収」です。これは、捜査・公判を経て言い渡された判決等の執行の部分を担当する業務であり、中でも、主に罰金等を対象者から徴収することを担当しています。業務の主な内容は、まず、裁判結果を把握し、それから対象者に罰金を納付するのに必要な書類を送付するなどして、罰金を納付してもらい、その後、対象者それぞれの納付の有無をデータ管理して、納付のない方には適宜対応し、ときには強制的な手続を行います。徴収担当はチームで仕事をしているので、諸先輩方から指導を受けつつ、業務を行っていますが、未納の方との対応や調査などは、ある程度、任されている部分もあり、うまくいけばやりがいを感じたり、うまくいかないと悩んだりしながら、日々奮闘しています。ただ、周りは頼れる先輩方ばかりですので、いつでも助言をいただけますし、情報共有もしっかりなされており、なおかつ活発で明るい雰囲気なので、とても働きやすい環境だと思います。

### ≪皆様へのメッセージ≫

当庁では、一連の刑事手続はもちろん、被害者の方々への対応や、再犯防止に関わる業務など意外と幅広い業務を担当しています。特に、近年は再犯防止に関わる業務として、社会福祉士の方や市区町村とも連携し、罪を犯してしまった方々の今後の更生の分野にも関わる業務もしています。これは従来の刑罰を厳格に適用するという検察庁のイメージとはまた違った一面ではないでしょうか。このような面もありますので、刑事事件関連に興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非、当庁の業務説明会に来ていただければと思います。実際に当庁に来てみたら新しい発見があるかもしれません。

### ≪その他参考≫

当庁は、業務内容の関係から適度な緊張感がありますが、全体として明るい雰囲気、有給休暇や育児休暇等も取得しやすく、非常に働きやすい執務環境であると思います。それに加え、政府の働き方改革などの影響などもあり、さらなる業務の効率化や、男女共同参画の実現に向け、若手職員から幹部職員に至るまで意見を話す場などが設けられるなどしており、執務環境向上に向け、職員一丸となって取り組んでいます。そのため、男性職員も積極的に育児休暇を取得していますし、女性職員も仕事を続けやすい職場になっていると思います。